

◆東日本大震災復興対策◆

被災地の復興につながる人材育成のために、 キャリア形成促進助成金の 特例措置を設けます。

キャリア形成促進助成金は、事業主が従業員に対して職業訓練を実施したり、従業員の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練経費や訓練中の賃金などを助成する制度です。

この制度を震災復興のための人材育成に活用していただくため、「訓練等支援給付金」に下記の特例措置を設けます。(制度の概要については裏面をご覧ください)

訓練等支援給付金の特例措置

特例措置は、平成23年11月24日以降に訓練を開始する場合に適用されます。

対象となる 事業主	1.被災地の事業主 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県内の、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村内に所在地のある事業主（大企業・中小企業とも）		2.被災地以外で 震災などの影響を受けた中小企業事業主 以下の1、2いずれにも該当する必要があります。 1 震災、風評被害、急激な円高などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、次のイからハのいずれかに該当する事業主 イ 1か月間の生産量（額）、販売量（額）又は売上高等事業活動を示す指標（以下「生産指標」という。）がその直前の1か月又は前年同月と比べ5%以上減少する事業主 ロ 3か月間の生産指標がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少する事業主 ハ 3か月間の生産指標が前々年同期と比べ10%以上減少する事業主（平成24年4月1日から平成25年3月10日までに職業訓練等を開始する事業主に限る。） 2 現在の事業分野以外の新たな事業展開を行うため従業員に職業訓練を行うこと	
	現行の助成率 (カッコ内は大企業に対する助成率)	特例措置	現行の助成率 (中小企業に限ります)	特例措置
① 正規労働者を対象とした職業訓練OFF-JT	1/3 (-)	1/2 (1/3)	1/3	1/2
② 非正規労働者を対象とした職業訓練OFF-JT	1/2 (1/3)	2/3 (1/2)	1/2	2/3
③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する支援	1/2 (-)	2/3 (1/3)	1/2	2/3

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局



日本はひとつしごとプロジェクト

キャリア形成促進助成金には「訓練等支援給金」と「中小企業雇用創出等能力開発助成金」があり、今回の特例措置を設ける訓練等支援給付金の基本の助成率は以下のとおりです。

※「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の特例措置はありません。

●表中の**赤字部分**が、今回特例措置を設けた項目です。

訓練等支援給付金

1 年間職業能力開発計画に基づき、従業員に職業訓練を受けさせる場合に、その経費や賃金の一部を助成します。

助成メニュー			中小企業	大企業
通常の労働者を対象	OFF-JT	賃金・経費助成【注①】	[助成率] 1/3	なし
	OJT	実施助成【注②】	1時間当たり 600円	なし
非正規労働者を対象	OFF-JT	賃金・経費助成【注①】	[助成率] 1/2	1/3
	OJT	実施助成【注②】	1時間当たり 600円	1時間当たり 600円

注① 経費助成の1人1コース当たりの限度額は、1コースの訓練時間が300時間未満の場合は5万円、300時間以上600時間未満の場合は10万円、600時間以上の場合は20万円。

注② 大臣認定等を受けた訓練に限る。限度額は1人当たり40万8千円。

2 **中小企業事業主が、従業員の自発的な職業訓練などの受講を支援する制度を整備した場合に助成します。**

支援内容	助成内容	助成率	制度導入の奨励金（3年以内）		利用促進の奨励金（3年経過後）
			制度利用者が初めて出た場合	利用者1人につき	利用者増加分1人につき
受講料などの経費を負担する制度を設けて支援する場合	負担した経費の1/2		15万円	5万円	2万円
職業能力開発のための休暇制度を設けて支援する場合	受講期間中に支払った賃金の1/2		15万円	5万円	2万円

【厚生労働省人事労務マガジンのご案内】

企業の皆さまのお役に立てる人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。登録は<http://merumaga.mhlw.go.jp/>から